

武豊町ごみ指定袋広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町広告掲載要綱（平成21年6月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、武豊町ごみ指定袋（以下「指定袋」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 指定袋に掲載する広告は、要綱第4条第2項に定めるとおり公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えない中立性のあるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第3条 広告の規格及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、次のとおりとする。

(1) 広告の規格

袋の種別	広告の規格
45リットルの指定袋（以下「指定袋大」という。）	縦10センチメートル横20センチメートルの長方形
30リットルの指定袋（以下「指定袋中」という。）	指定袋中縦7.5センチメートル横15センチメートルの長方形
20リットルの指定袋（以下「指定袋小」という。）	縦6センチメートル横12センチメートルの長方形

(2) 広告の募集単位 指定袋大1枠、指定袋中1枠、指定袋小1枠で構成される組合せ（以下「組」という。）

(3) 広告の掲載料 1組につき指定袋大、指定袋中、指定袋小の合計製造枚数に0.05円を乗じた額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

(広告を掲載する位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び広告掲載枠数については、武豊町ごみ指定袋原稿作成基準（以下「指定袋原稿作成基準」という。）に定めるものとする。

2 広告主になろうとする者が広告枠数より多いときは、広告できる組数は、広告主を最も多くできる組数を限度とする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、広告が印刷された指定袋の販売期間とする。

(広告掲載の変更及び取下げ)

第6条 指定袋の製造開始後は、要綱の規定にかかわらず、要綱第10条の変更及び第15条の取下げはすることはできない。

(広告物の作成)

第7条 要綱第14条第2項に定める広告主が作成する広告物は、指定袋に印刷するデータとし、規格については指定袋原稿作成基準に定めるものとする。

(掲載料の返還の特例)

第8条 要綱第17条第1項第1号中、「広告掲載開始前」とあるのは「指定袋の製造開始前」と読み替え、同項第2号中、「広告掲載開始後においては、広告掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を還付する。この場合において、還付する額は、1日当たりの広告掲載料の額（納入すべき広告掲載料を広告掲載の日数で除した額とする。）に広告掲載できなかつた日数を乗じて得た額」とあるのは、「指定袋の製造開始後においては、既納の広告掲載料に販売した枚数を乗じた額を製造した枚数で除した額」と読み替える。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。